

秋田県告示第277号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第3項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成29年5月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び名称	売りさばき場所	
	変更後	変更前
鹿角市花輪字鎌倉平1番地3 鹿角連合猟友会	鹿角市花輪字鎌倉平1番地3	鹿角市花輪字鎌倉平5番地の3